

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の概要

「出産育児一時金」に関する支給額の改正を行うもの。

- ・ 出産育児一時金 及び 加算額の改正。
- ・ 施行日は、令和5年4月1日とする。
- ・ 令和5年3月議会に上程予定。

2. 改正の事由

「健康保険法施行令」の一部改正（令和5年4月1日施行）

- ・ 社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、
「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、
令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。

支給項目	改正前	改正後	差 額
出産育児一時金	408,000 円	488,000 円	+ 80,000 円
加 算 額	12,000 円	12,000 円	± 0 円
合 計	420,000 円	500,000 円	+ 80,000 円

3. 改正の内容

入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000 円</u> を支給する。この場合において、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000 円</u> を支給する。この場合において、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。